

て、「改革」や「維新」を主張する人々の行動を正しく判断する材料として、この問題を常に彼らに問いかけよう。

4 日本の国際的役割に関する小沢の主張

日本の政治状況と国際情勢についての小沢の考え方を見てきた。このような考え方にたった小沢は、今後の国際社会での日本の役割についてどのような主張をしてきたのだろうか。まず一般論として「国際貢献」のあり方についての小沢の発言を検討しよう。その上で、国連、自衛隊派遣について考え、最後にこのような問題を考える上での基本となる憲法問題について、小沢がどのような主張を行っているのかを見たい。

「国際貢献」のあり方

小沢は湾岸危機以来、集中的に「国際貢献」のあり方について発言した。その議論は決して単純ではない。結論的にいえば自衛隊の海外派兵が狙いであるにもかかわらず、その結論を導くためにかなりの工夫を凝らしている。

まず彼は次のように主張する。「自衛隊をどうするか、というのは対応する手段の一つでしかない。その前に日本は国際社会の中でどうあるべきか、という前提の議論を行う必要がある」(九〇年一〇月二四日付産経新聞)。この小沢発言の意味と狙いを正確に理解するためには、当時の状況を振り返る必要がある。

そもそも湾岸危機以来の日本国内の議論は、アメリカからの対日要求にいかに応じるか、という点を軸に行われてきたことは紛れもない事実である。確かにイラクのクウェート侵略はどんな理由によっても正当化できない。イラクに対して無条件撤退を要求した国際社会の行動は当然だった。しかし、イラクの行動が余りに明々白々な犯罪行為だったことは、これに対抗する国際社会の行動の事実上のリーダーになったアメリカの対日要求についての私たちの冷静な

判断を狂わせる結果をも導いた。「カナだけではなくヒトも」、「アメリカは誰のために血を流しているのか」、「血を流せ」という形で露骨にエスカレートしていったアメリカからの対日要求に対し、国内の議論の方向性は完全に支配されてしまった観があった(二八頁)。しかし本来であれば、湾岸危機を解決する方策を考えるためには、まずこの危機がどうして起こったのかという背景や原因を確認することが不可欠だったはずだ(二三頁)。

アメリカの政策

何よりも驚かされることは、ブッシュ政権が、中東における最大の脅威をイスラム原理主義を掲げるイランと見なした結果、これに対する防波堤としてイラクのサダム・フセイン政権を八二年以来軍事的に盛り立ててきたということだ。その結果イラクは、中東最大の軍事強国にまでのし上がることになった。

もっと驚くべきことがある。イラクを打ち負かしてからアメリカは、関連の安保理決議を作り、IAEA(国際原子力機関)を通じて、イラクの核兵器や化学兵器などの大量破壊兵器を製造する能力を破壊し尽くすことを目指して活動してきた。しかし、その破壊されるべきイラクの製造能力は、西側諸国の企業の協力があって初めて向上していたという点であり、その西側企業の中にはアメリカの企業も含まれ、ブッシュ政権の黙認があったのではないか、ということとまで報道されているのである。アメリカを始めとする西側諸国の第三世界に対する政策には、常に二重基準(ダブルスタンダード)(二三頁)という問題が付きまとう。しかし、このケースの二重基準は露骨さという点で、まったく群を抜いている、といわなければならない。

その他にも、アメリカの湾岸危機以後の政策については幾らでも疑問を投げかけることができるが、ここで私たちが考えなければならない問題は、湾岸危機勃発から戦争終結までの間、私たち日本人を含めた国際世論は、アメリカによる世論操作に完全に支配されていたということだろう。「ヒトを出せ」と迫られたとき、国内の議論は、イラクをクウ

エートから撤退させるためには何が必要なのか、アメリカ以外の国々が懸命に試みていた外交努力(政治的解決の努力)に対して日本としてとり得る政策はないのかなどの、より基本的な点を完全に見失ってしまった。「どのような形のヒトの貢献があり得るか」という次元の議論が支配したのだ。そして具体的には、自衛隊に目をつけた自民党と、自衛隊以外の組織にこだわる社会党などの間の選択をめぐる議論に矮小化されていったのである。

小沢のトリック

このように異常なまでの雰囲気支配的であったとき、小沢は敢えて以上の問題提起を行った。表面的にみる限り、彼は、国内の議論が矮小化されたことを戒めているようにみえる。彼はさらに次のようにいう。「日本がこれから世界の中で役割を果たしていくときに、どこに基軸を置き、どういう考え方でやっていくかが問題なのです」(『日経新聞』)。この発言を額面どおりに受け止めれば、小沢は、国内の議論のあり方に憂慮し、これを本来あるべき軌道に戻すために一石を投じた、とすら解釈できるかのようであった。しかし、実際は、自衛隊派兵を実現させるための小沢一流の工夫だったのだ。

このような主張を基礎に、小沢は次のようにいう。何を為すべきかについて、国民の間では「世界の平和、国際の平和、国際の協調、国連中心、それについては百%異論はない」(『探検』、一七八頁)。彼の議論のトリックは、この短いくだりに秘められている。小沢のいうように、国民のほとんどは、世界の平和、国際の平和・協調の必要性について合意する。そして、日本がそのために積極的に係わっていくべきであることについても、広範な合意があるといえるだろう。

しかし、その係わり方として、直ちに「国連中心」という結論が自動的に出てくるだろうか。国連が常に正しい存在であり、正義の味方であるというイメージははなはだ怪しいものがある(二九頁)。ところが湾岸危機・戦争が起こり、

イラクに対して「国連を中心とした」国際的な軍事制裁が行われることになった。しかし、国連の名の下で行われた軍事行動は決して国連自体の行動ではなかった。そのことは、デクエアル事務総長(当時)が自ら嘆いたとおりである。その本質はむしろ、アメリカがリーダーシップを握ったイラクに対する軍事行動だった。

小沢のある意味でのすごさは、自らが展開する議論の中に潜むトリック性を十分承知しながら、そ知らぬ顔をして相手を丸め込む巧みさにある。「世界平和」国連協調「国連中心」という図式に秘められたトリックを国民が見破ることができなければ、「これからは国連という世界の平和機構の中で、日本は政治的にも経済的にも、あらゆる意味で世界の平和維持のために働く。……孤立への道を歩んではいけない。世界と協調していくことが日本の生きる道だ」(『日経新聞』と、小沢がたたみかければ、国民の多くはうなずかざるを得なくなるのも、それなりに無理からぬところといわなければならない。

以上のトリックを見破れない国民の心情にのって、小沢はいよいよ、自衛隊派遣を正当化する次の主張を行う。つまり、世界平和の維持のために働くという以上、非軍事的な面での協力はいいが、「平和維持のために秩序を乱した者に対する制裁・抑止の人的貢献の一点だけは絶対できない、というのは論理的に非常におかしい」(『世界週報』、というのである。

実は、この小沢の主張は、抽象論としては正しい。確かに、絶対的な暴力否定の立場に立つ者でない限り、国際社会として、秩序の破壊者がどうしてもその破壊行為を止めようとしないうちに、最終的手段として、軍事力行使してその行為を懲らしめることを、絶対に許されないことだといって否定することはできない。現実には国連憲章はそういう考え方に立っているし、日本はその憲章の立場を受け入れて国連に加盟している。

問題は、日本についても、この抽象的には正しい議論が当てはまるか、ということだ。そしてこの問題を考えるとき、国際紛争に対する日本の係わりを禁じた憲法第九条をどう理解するか、という問題と切り離すことはできない。

国連の軍事機能

しかし、憲法の問題にはいる前に、小沢が国連の軍事機能について、そしてその国連と日本との係わり方について、どのような理解をもっているかについてみておきたい。

小沢の基本的理解は次の発言に尽きるといえる。「平和維持のため、秩序を乱したものに對して国連はそれを制裁、抑止する。言って聞かなければ力で抑える、というのは全世界が国連に寄り合って決めたルールだし、基本的考え方だ」(『世界週報』)。国連憲章は第七章で、確かに小沢がいうような軍事行動について定めている。しかし、小沢の解釈と第七章の制定趣旨の間には、微妙だけれども重要な違いがあるのだ。

簡単にいえば、小沢流の「いって聞かなければ力で抑える」言い方は、国連の軍事的機能が比較的簡単に発動できるような響きを与えないだろうか。そのような理解は明らかに正しいとはいえない。国連憲章は、できる限り国際紛争を平和的な方法で解決することを目指している。軍事力の行使は、あらゆる非軍事的手段を尽くしてもなお問題が解決できないときの、やむを得ない最終的な手段としてのみ位置づけられていることを忘れてはいけない。小沢流の言い方を借りるならば、「いって聞かなくても、更に努力してなんとか聞かせる努力をする。どうしても聞かないということが明らかになったときにのみ、必要最小限度の軍事力行使する」ということになるだろう。

米ソ協調下の国連の活動

しかし小沢にとって重要なことは、国連が目指しているのはあくまでも非軍事的方法で国際問題を解決するという点ではなく、国連が軍事的機能をもっているという点に置かれる。彼がその点で注目するのは、「冷戦構造の終了とともに、東西の軍事的対立が解消し、湾岸危機で見られるように地域紛争の対処、国際平和秩序の維持を理由に、米ソ協調の下で初めて国連が全地球的、全世界的規模で機能できるようになった(傍線著者)」(『九一年・選択』)ということだ。

問題は、小沢も指摘するとおり、国連が軍事的機能を発揮しようとする場合には、「米ソ協調の下で」という条件があるということだ(注：もっと正確にいうと、「米ロ英仏中の五大国の協調が確保されるときには」というべきだ)。つまり、国連が軍事行動をとろうとする場合には、米ロ(あるいは五大国)が首をたてに振る(少なくとも首を横に振らない)ということ(つまり大国の拒否権の制約)が条件になっている。逆にいうと、五大国のいずれかが否といえ、国連はどのような軍事行動もとれない。小沢が着目したのは、米ソ冷戦の下で、まさに大国の拒否権によって多くの場合、身動きがきかない状況にあった国連が、米ソ冷戦の解消で、その制約から解放された、ということだったのである。

軍事措置と非軍事措置

このようにいわば活性化された国連の軍事的機能に對して、日本はどう係わるべきか。小沢は、ここでも極めて工夫を凝らした議論を展開する。即ち彼は、「各国の具体的な対応の仕方は、各々の能力や事情などで違ふのは当たり前だ」(『世界週報』)という一般論をまずは認めることから始めるのだ。

それは確かに、国連憲章を素直に読めば当然出てくる一つの重要なポイントである。国連憲章の規定を簡単におさらいしておこう。憲章は、国連が国際の平和を守り、回復するために様々な措置をとることについて定めている。その措置を大きく分けると、軍事的措置と非軍事的措置の二つだ。

非軍事的措置として誰もがすぐに思い浮かべるのは、安保理が、南アフリカがアパルトヘイト(人種差別政策)を行っていることに對して採用した禁輸措置に関する決定がある。この決定は国連加盟国としては従うことが義務づけられるもので、例外は認められない。日本政府も、この決定が行われた後、直ちに必要な措置をとった。イラクのクウェート侵犯に際しても、安保理は同様の決定を行い、日本その他の各国が具体的な措置を講じたことは記憶に新しいところだ。

これに対して国連が軍事的行動をとろうとするときは、加盟国がこの軍事的行動に参加するかどうかにについては、各国の最終的判断に任せられている。この点が、非軍事的措置と軍事的措置との間で決定的に違うところだ。もちろん軍事的行動をとることは自体について安保理が決定を行えば、加盟国はこれを尊重しなければならない。しかし、自らこの軍事行動に参加するかどうかにについては、各国が個別に国連と特別の協定を結ぶことになっている。しかも、この協定を結ぶかどうかについては、各国の憲法上の手続きに従うことがはっきりと憲章で定められているのである(第四三條三項)。

この規定は、特にアメリカが強く主張して定められた。アメリカとしては、自国の憲法上、国連の決定によってアメリカの意思とかかわりなく軍事行動に巻き込まれることはできないという事情がある。そのため、軍事行動をとることについて安保理の決定があっても、アメリカがこれに参加するかどうかについて国内手続きを尽くす余地を残そうとして、上記の規定を挿入させたのである。

以上の経緯をふまえるならば、日本としてもアメリカと同じように、日本国憲法の定めるところに従って、安保理が定める軍事的措置に参加するかどうかについて決めればいいのだ。その点については、国際社会の理解に食い違いはないのである。

九三年二月に国連のガリ事務総長が来日した。その前のドイツ訪問に際して彼は、ドイツが改憲してでも国連の軍事的活動に積極的に参加することを訴えた。その後の訪日だっただけに、彼が日本に対しても同じような発言をするのではないかという点に関心が集まった。しかし、このような観点は完全にポイントが外れている。ガリのドイツ政府に対する発言から明らかのように、各国の憲法上の立場は、安保理の決定によっても崩せないということにこそ、憲章自体のよって立つ基本があるのである。だからこそガリは、ドイツに対して、欧州域外への派兵を禁じているドイツ基本

法の改定を訴えたのだ。ガリが日本政府に対してはそのような訴えをしなかった裏には、おそらく日本側からいろいろな働きかけがあったのだろう。しかし、そのことはここでのポイントではない。私たちが当然のこととして確認しておく必要があるのは、国連の軍事行動に対する参加という問題は、各々の国の憲法の規定に従って各国が決めればいい、ということであり、ガリ事務総長の言動は、間接的にせよ、その点を確認しているということだ。

小沢の主張のアキレス腱

ところが小沢の議論では、国連憲章における、このもっとも基本的なポイントに関する事実関係が見事なまでに(?)無視されている。小沢は次のようにいう。「日本は主権を有する独立国であるが、同時に国連という国際社会の構成員の一員でもある。憲法の精神、理念に照らして合致するものであれば、その範囲で大いに国連に協力すべきである」(『九一年・選択』)。

彼はさらにまた、こうもいっている。「世界の平和機構は国連だ。国連中心の平和外交だ。国連に加盟し、常任理事国にもなりたいたいと考えている。その日本が、国連で決めたことに対して、……最大限の協力ができないというのは、とても国連中心外交云々ともいってられないし、常任理事国なんてもってのほかだという話になってしまう」(『V. ice』)。「国連で世界中の人が議論して決めたことについては、国際社会の一員として日本は協力しなければいけない。……治安を乱すものについては警察力で抑えるという協力もある」(『世界週報』)。

前にもふれたように、小沢の議論の際だった特徴の一つは、自分に都合の悪いポイントを平然と無視して顧みないという点にある。彼が自分の軍事的「国際貢献」論を正当化するためにいかに強引な議論を敢えてしているかということ、以上から明らかになったのではないだろうか。

小沢の以上の議論についてさらに蛇足として加えると、日本が安保理の常任理事国になるべきだといっているのは政

府・自民党（及び大國意識を強めるその他の「改革」指向の新保守主義者）であって、私たち日本国民の気持ちとはおよそかけ離れたものでしかない。何のために安保理常任理事国になりたいのか、そのもっとも基本的な問題にも答えようとしないで、ただひたすら「大國としての証が欲しい」という類の発想に駆られて、憲法の精神をないがしろにすることも厭わないような小沢的な発想を、私たちは本当に簡単に見過ごすことができるだろうか。

自衛隊派遣

前に紹介したとおり小沢は自ら、自衛隊の派遣という結論が先にあってはいけない、といい、まず、国際社会にどう日本がかかわるのかという本質的な問題を議論すべきだという。そういつておきながら、「国際協力Ⅱ国連協力」という非常に短絡的でもしかもトリックに満ちた議論を展開して、日本の国際社会に対する係わり方としては軍事的「国際貢献」以外はあり得ないという結論にもついでこうとする。そして小沢によれば、以上のような国連についての理解からは、次のような結論にならざるを得ないとされる。

国際社会は「今後は国連を中心に平和維持を図ろうとしている。国連が初めて機能を発揮できる条件ができた。そこにイラク危機が起きた。そこで日本のとり得る道としては、……憲法の前文にうたっているように国際社会で名誉ある地位を占めたいと思えば、積極的な協力が必要と考えるべきだろう。これまでに日本の協力形態として、なかった部分が自衛隊の派遣だ」（一九〇年一〇月一七日付朝日新聞）。

ここでは、小沢自身が指摘していた自民党政治の下での「一國平和主義」の過去は都合よく忘れられている。そのことをここで指摘すれば、軍事的「国際貢献」即ち自衛隊の海外派兵を正当化することはできなくなる。だから強引に過去をねじ曲げ（非軍事的な責任は果たしてきたかのような印象を醸し出し）、日本に残された未開拓な国際的責任の領域は自衛隊派遣しかないようにいうのである。

多国籍軍と自衛隊

小沢の強引さは、湾岸危機・戦争という特殊なケースを一般化して、今後自衛隊が国連のあらゆる軍事行動に参加すべきだという議論を積極的に展開したところにも現れている。「論理的に言えば、自衛隊は国連のPKOも何もかも全部（参加して）やるべきだと思う。国連軍にも出すべきだ」（『世界週報』）。さすがの小沢も、湾岸戦争に際してのいわゆる多国籍軍への自衛隊参加については持ち前の強引さを発揮できない。「湾岸戦争での多国籍軍は多少あいまい（な性格）だけれども、戦闘部隊まで出すか、あるいはどの程度のもので出すか、そういう個別的具体的なことは、各国の判断になる」（同）。

ただし、小沢が多国籍軍への自衛隊参加を断念したのかといえ、そうではない。彼は、多国籍軍の軍事行動にも論理的には参加はありうるのかという質問に対して、『ありうべし』ということではない。国連に加入しているのだから当然のことだ。国連憲章に書いてあるんだから。言っても聞かない国に対しては、全員で武力によっても鎮圧すると書いてあるんだから。それを認めて（日本は）国連に加入しているんだから、『その部分だけは私はいやよ』という理屈は成り立たない。「国連が武力行使の決議をしたときに、自分たちは参加しないというのは、国連に入っていないということになる」（同）と、まさに未練たっぷりの発言を残しているのだ。

国連憲章のどこに、言っても聞かない国に対して「全員で武力によって鎮圧する」と書いてあるのだろうか。まして、日本が「それを認めて国連に加入している」というのはどこから出てくるのか。ここまできると、小沢の政治的扇動者あるいは目的のためには手段を選ばない者としての本質があまるところなく浮き彫りになってくる。

このように議論の乱暴さが際だっていることが明らかなのに、国内では小沢の主張に迎合して、軍事的「国際貢献」を何とか正当化するための主張が盛んに行われている。日本新党、平成維新の会だけではない。シリウスも例外ではない。彼らの主張については、次章でまとめてふれるが、江田たちの主張の中途半端さを小沢自身が鋭く指摘しているこ

とは、ここでふれておいた方がいいだろう。小沢は、江田が「自衛隊は海外に出すべきではない、別組織で」と主張しているという指摘に対し、それは「本質論じゃない。自衛隊だって別動隊だって治安維持だから、軍の性格を持っているのは当たり前。なんで別動隊ならよくて、自衛隊ではダメなのか。方便としては成り立ちます。しかし、……暴力で平和を破壊するヤツを、力をもって抑える……本質については何も変わらない」(『週刊朝日』)と見事に指摘している。江田は、この小沢の鋭い指摘にどのような反論があるだろうか。

小沢による新しい憲法解釈の試み

以上のような軍事的「国際貢献」論は、従来の政府・自民党の憲法解釈からはとうてい出てこない。小沢もその点は先刻承知である。彼は同時に、現在の政治状況の下での憲法改定の難しさもよく理解している。したがって彼としては、当面の問題として、これまでの政府・自民党の憲法解釈は間違っているという主張をせざるを得ない。

小沢の憲法に対する基本的認識は、「憲法は最高の法規。法規、規範というのは、我々が共同生活をしていくためのルール。ルールは時代が代わり、状況が変わったら、変わるのが当たり前。最高の法規だけど、ルールなんですから、合わなくなれば変えるのが当たり前。変えちゃいかんというのは、民主主義もヘチマもない」(『探検』一九六頁)という言葉に反映されているといっていだろう。

この考え方自体に誤りがあるということではない。憲法自身、改正条項を設けているのであって、未来永劫にわたっていまある憲法をそのまま守り続けなければならない、等と主張する人は少ないだろう。

しかし、小沢はさらに、「憲法は、(占領軍が)理想論を作文した。頭に描いているのは、国際連邦的な世界を描いていたわけ。それで、日本がひとりで兵隊を出したりなんかしたらだめよ、というのが九条だ」(同、二〇二頁)という。いかにも憲法九条は理想主義の産物であり、今日状況には合わない、といわんばかりだ。

しかし、「二国平和主義」について述べた(八四頁)ところからも明らかとなり、九条の規定が設けられたのは、もっと切実な反省に立ったものだった。日本軍国主義が第二次大戦の引金になったこと、従って日本を二度とそういう危険な存在にさせないということが国際社会の共通の気持ちだったこと、これが九条の意味である。そしてその意味は今日でもまったく失われていない。しかし、自衛隊の海外派遣をなんとかして合憲だといった小沢にとっては、このような九条の意味は邪魔ものでしかなく、忘れるに限るということなのだろう。

したがって小沢は、九条は理想主義の産物でしかない」と強調した上で、すぐ次のように論じる。「法制局(注：政府における憲法の最終的な有権解釈を行う部局)は、(法解釈については)過去の積み重ねと現行法規の限定的な解釈の域を出られない。それを決めるのは政治」(Voice)。彼もさすがに、「法解釈を政治によって勝手に拡大してはいけません」(同)と断わっているが、新しい政治状況が出てくれば憲法解釈も当然見直されるべきだ、という点に彼のポイントがあることは見やすいところだ。

国連の集団安全保障体制

それでは小沢は、どういう憲法解釈をしようとしているのだろうか。

彼はまず次の主張から出発する。「憲法九条の武力行使と、国連の警察・治安活動を同じように解釈したのでは、そもそも(議論は)成り立たない」(『世界週報』)。これには若干の説明が必要である。

国連憲章では、第一次及び第二次大戦の反省に立って、それまで国際法では認められていた戦争を違法なものとして禁じた。しかし、かつての日本軍国主義やイタリア・ファシズム、ドイツ・ナチズムのような侵略者、国際社会の秩序破りが現われたいとは限らないと考えた国連の創始者たちは、このような不測の事態には国連が中心になって軍事的に対処する仕組みを作った。それが小沢のいう「国連の治安・警察活動」であり、もう少し専門用語でいうと国連の「集

「団安全保障体制」である。

小沢のいうように、その本質は国内の警察活動に類するもので、「国際的な警察活動」と考えてもそんなに間違いはない。国内の警察は、一般の国民との関係では、少なくとも建前としては、特定の誰かが悪いことをするといって身構えているわけではない。不特定の誰かが悪いことをした場合には、その誰かを取り締まるという体制を取っている。その誰かは、悪いことをすれば捕まり、法律に従って処分・処罰される。そして、処分・処罰（死刑や無期懲役などの場合を除き）に服した後は社会に復帰することが認められる。

国連の集団安全保障体制（憲章第七章）も同じような仕組みで動く建前だ。国連も、ある特別の国家を警戒してあらかじめ軍事的措置を講じるわけではない。どこの国かは分からないが、ある国が国際の平和と安全を損なうような重大な行動に出た場合に、なるべく軍事的な方法以外の手段で解決を図るのだが、その国がどうしてもいうことを聞かなければ、これを懲らしめるために最終的かつやむを得ない方法として軍事的措置に訴えるわけだ。その結果、その国が「ご免なさい」といって処分に服せば、国際社会に復帰させる。

個別的・集団的自衛権

国連の国際集団安全保障体制の考え方には、一つ重要な前提があった。それは、大国同士はもう二度と互いにいがみ合わない、という了解である。常識で考えても、もしアメリカやソ連のような大国が弱い国に対して軍事行動をとったとしたら、いくら国連に他の国々が結束しても、アメリカなりソ連なりを軍事的に懲らしめるということは考えられない。要するに、国連の集団安全保障体制は、大国が協調するという前提があつてのみ初めて機能できるものだった。

しかし、国連憲章ができた頃（一九四五年）には、もう米ソの関係は険悪になりつつあった。こういう状況では、先に述べたような集団安全保障の仕組みは始めから働く余地がない。そのことは当時も理解されていた。だから、国連の軍

事的仕組みが働かない場合に備えて、自分の身は自分で守る仕組みを残しておく必要があると考えられたのだ。それがいわゆる自衛権という考え方だ。

つまり、国連憲章は戦争に訴えることを原則として禁止した。しかし、外国からの侵略に対し国連が常を守ってくれ保障はない。そのようなときに自分の身を守るための軍事的な行動は許されるということだ。国内でも、凶悪犯人から身を守るために、やむを得ない場合に限って、その犯人に暴力で対抗することが認められている（正当防衛）。それと同じ考え方だ。

しかし、国際社会の国家は、国内社会の個人の場合と違い、圧倒的に力の違いが明らかな場合が多い。例えば湾岸危機の時のようなイラクとクウェートを思い浮かべればいい。そして、往々にして起こるのは大国が小国に侵略するというケースだろう。そこで国連憲章は、小国が身を守るための工夫として、その小国の安全保障に密接な関係を持つ他の国家が、その小国の安全を脅かす国家に対して、その小国と一緒に立ち向かうことを認めた。憲章では、自分が自分の身を守る権利を個別的自衛権といい、協力して外敵に立ち向かう権利を集団的自衛権といっている（第五一条）。

集団安全保障体制と集団的自衛権の違い

集団安全保障体制と集団的自衛権との違いは、大きく二つの点にある。

まず、集団的自衛権の下では、ある特定の国家（二つの時も複数の時もある）を脅威（外敵）として考えている。例えば、かつてNATOや日米安保体制では、ソ連を脅威として考えていたし、ワルシャワ条約機構ではアメリカ・西欧を脅威として考えていた。これに対して国連の集団安全保障体制の下では、前に述べたとおり、ある脅威をあらかじめ考え、それに対して身構える、という考え方にはたっていない。あくまでどこかの国が何かをしたら、国連に結束する国際社会がみんなで協力してこれに対抗するという考え方に立っている。

もう一つの違いは、対抗措置の中身だ。集団的自衛権の場合、侵略者に対してとり得る措置の内容には法的には限界がない。もちろん、国連憲章は、国連が措置を取るまでと限ってはいる。しかし、国連が動きが取れない場合、実際上は、この制限は意味を持たない場合が多い。

極端なことをいえば侵略者を完全に打ちのめすことだって可能だ。しかし、集団安全保障の場合は、目的は国際の平和と安全を回復することにおかれている。法やぶりを完全に打ちのめすことがいけないとはいっていないが、趣旨としてはそのように理解されている、といっている。

ややこしくなるが、集団安全保障と集団的自衛権との違いを理解する上では、湾岸戦争が一つの材料となる。湾岸戦争のとき、アメリカなどのいわゆる多国籍軍は、クウェートやサウジアラビアとの集団的自衛権に基づいて行動を起こしたが、イラクに対する軍事行動は、国連憲章第七章に基づくものとされた。つまり、その行動は集団安全保障体制の枠組みの下にあるものとされたのである。その結果、アメリカがイラクに対してとる軍事行動に対しては、不完全ではあったが、常に国際的な監視の目が働いた。アメリカとしては、バグダッドに攻め込むことも、軍事的には可能だったかも知れない。しかし、もしアメリカがそのような動きを取ろうとしたら、国際的な批判は免れなかっただろう。だからこそ、ブッシュ大統領は、イラクが国連決議に示された条件を呑むといったとき、そこで軍事行動を止めざるを得なかった。つまり、サダム・フセインの追い落としを見届けるまで軍事行動を続けるわけにはいかなかったのである。

小沢の憲法解釈

以上の点を踏まえながら、小沢の憲法解釈に議論を戻そう。彼は、日本国憲法と国連憲章との関係をどう理解するべきか、という点から議論を説き起こす。彼の巧妙さは、「憲法の前文は国連憲章の前文とほとんど同じ」(『世界週報』)と、両者が積極的な平和主義の立場に立つ点では一致しているということを前面に押し出していることだ。しかし、彼のい

おうとする両者の共通性とは、再び暴力が国際社会を支配することがあってはならないという、誰もが認める点にあるのではない。

小沢においては、「憲法の理念というのは……国際協調の中で、正義と秩序に基づいた国際的平和を希求し、一生懸命やって名誉ある地位を占めたい……。その理念に基づいて国連に加入している。国連というのは、みんなで平和を守る、平和を乱すやつは、言っても聴かなきゃ力でも抑える、みんなで、要するに警察権を行使するということ。憲法の理念と合致しているから、入っているわけ」(『探検』二〇二頁)ということに眼目がある。国連の考えている「平和」とは、要するに軍事力によって維持される「平和」だ、といっているに等しい(二〇三頁参照)。

しかし、集団安全保障体制は、可能な限り非軍事的手段で国際問題を解決するという考え方に立っているということ、は、誰もが認める常識である。「言っても聞かねば力でも抑える」というような暴力肯定主義ではない。ましてや、小沢が勝手に解釈した暴力肯定主義の憲章の立場が積極的な平和主義の中身であり、その点で「憲法の理念と合致している」などというに至っては、およそ真面目にコメントするまでもないだろう。

小沢の新解釈の狙い

むしろ私たちが明らかにしておかなければいけないのは、なぜ小沢が平然とこのような乱暴な議論を展開するのか、ということだ。彼にも彼なりの理屈があるのである。小沢や彼の主張を支持する一部の人は、憲法の積極的で国際的な平和主義は、憲法の前文と第九八条(国際的な約束を誠実に守るべきことを定めたもの)に盛り込まれているとする。そして、第九条はもっぱら、日本が過去のような侵略戦争を行うことを禁じる趣旨のものであり、国連の集団安全保障体制に参加することまで禁じる趣旨は含まれていないというのだ。

小沢は、以上の考え方を様々な言い方で正当化しようとしている。「国際条約の順守が国内法に優先するように、国

連加盟国が一致して国連憲章を尊重し、実現に当たる場合、日本としてその協力を最優先に考えるのは当然である。日本国憲法の前文は『不戦』の精神を貫く決意を示しているが、これと同時に『平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した』とうたっている。無条件に諸外国の善意に自国の安全を委ねてはいない。平和と信義を犯す行為に対しては国際社会全体として立ち向かい、国際正義を全うすることが不可欠。不正義に対する抵抗権としての個別的自衛権を放棄するものではないし、国際平和を乱す侵略に対しては国際社会が一丸として闘う権利を留保している。これがあるべき憲法解釈の基本である。同じく憲法前文で『……国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思う』と記している。日本だけが例外で、独自の行動をするということでは、国際社会の責任ある一員として認知されないし、『名誉ある地位を占め』ることは不可能だ(『九一年・選択』)。

彼はまた、次のようにも言う。「国内の政府や国民を拘束する憲法の規定(注：第九条を指しているのだろう)と、国連という全地球的な場での問題(注：国連の軍事的行動のことかは次元の違う範ちゅうのことであるから、憲法の精神、理念に照らして合致するもの(注：前文と第九八条)であれば、その範囲で協力できるという考えだ」(『読売新聞』)。

このような新しい(?)憲法解釈の立場に立って、小沢は従来の政府の憲法解釈を誤っているという。「法制局の(憲法第九条に関する)解釈は……個別自衛権だけであって、他の国との関係などで派兵したりするのは集団自衛権だけであり、これは第九条は許してはいない、と(いう)。……(しかし)国連でやることまで憲法第九条違反というのは、解釈としておかしい。……国連でみんなで決めることと、各国の個別的、集団的自衛権というのは、明らかに別なのであって、国連の決定を憲法第九条の集団的自衛権というふうに解釈するのは、ばくはまったくナンセンスだと思う」(『Voice』)。

第九条の力

確かに、既にみたように、集団的自衛権と集団安全保障とは異なる考え方だという議論には一理ある。しかし、そ

であるからといって、日本は国連の軍事行動に自動的に参加しなければならないということにはならない。憲法第九条が禁じているのは、本主に小沢が主張するように、集団的自衛権への参加だけなのか、それとも、国連の軍事行動への日本の参加も第九条は禁じているのか、という形で問題を問い直す必要があるということを理解しておいて欲しい。

ちなみに、小沢は法制局の解釈に従う限り、政府の立場は維持できず、むしろ社会党の主張の方が正しいことになる、と正直に認めている。「第九条というものを今の政府のような形で解釈すると、自衛隊そのものも社会党の(主張の)ような話になってしまう。……今の政府の解釈は、これ(集団的自衛権)と国際連合の行動を一緒くたにしている」(『世界週報』)。小沢はある意味で非常に正しいことを言っているのである。政府のこれまでの解釈に忠実であるならば、PKO法によって自衛隊を海外に派遣することはできないはずだ、という小沢の言い分は正しいということだ。つまり、第九条の解釈としては、集団的自衛権への参加であっても集団安全保障体制への参加であってもすべて憲法が禁じている、とならざるを得ないということなのだ。

小沢と憲法改正

なお、小沢は憲法改正の問題に関して、次のように発言している。

「現時点において、憲法を改正するということは考えていない。別に改正しなくても憲法の判断と解釈でできる」(『読売新聞』)。表面的にみる限り、小沢のいおうとしていることは、比較的穩当のように見える。

しかし、「現時点においては」という条件は、私のみるところ、非常に重要な意味が込められている。小沢の自衛隊の海外派遣についての主張は、これまでのところ、国連の軍事行動に参加するということを焦点として行われている。集団的自衛権ならいけないが、国連の軍事行動ならいいというように、すべて国連という網をかぶせている。しかし、小沢は、本主に国連の軍事行動への自衛隊の参加だけを念頭に置いているのだろうか。小沢は常にアメリカの対日要求

の中身をふまえて発言している。しかし、当のアメリカは、常に国連の軍事行動の枠組みの中でのみ自らの軍事行動を考えているわけではない(三九頁)。とすれば、国連の枠組みからはずれてアメリカが日本に対して軍事的行動を取ることを求めてきたらどうなるのか。小沢の枠組みでは対応できなくなることは一目瞭然である。小沢の「現時点においては」という条件は、まさにそういう将来の場合を念頭においていることは間違いないだろう。

小沢は、自らを「改革派」と位置づけ、従来のような国民の目から遠ざける永田町政治を批判している。しかし、憲法問題というもっとも重要な問題に対する彼の手法は、永田町政治そのものといっても過言ではないように私には思える。なぜなら小沢は、自分の考えているもっとも重要な部分を国民に分からせないようにしておくことに、少しも恥じるところがないからだ。

小沢は、別の場所ではより正直な発言をしている。「憲法改正を發議することは」大賛成だが、硬性憲法だから改正は実際にはなかなかできない。書き換えるのは賛成だけど(『週刊朝日』)。と。憲法改定を国民に發議するためには、国会で三分の二の多数の賛成が必要である。しかし、今の政治状況が続く限り、この数を占めることはなかなか実現できない。だから、当面は憲法の解釈で、ということのようだ。

しかし、後にみるように、小沢には「硬性憲法」という制約を何とかしようという並々ならぬ意欲がある。それはまさに、来るべきアメリカの要求を十二分に満たすためにも、そして小沢自身が指向する将来に向けた日本のあるべき姿(本章六節)を実現する上でも、現在の憲法(特に第九条)はどうしても改めなければならないと考えているに違いないからだ。小沢の国内政治改革の意欲は、日本の国際社会との係わり方という問題意識とも密接に係わっているのである。

* 小沢は改憲自体について、第九条に第三項をつけ加えて、国連指揮下の自衛隊の活動を認めることを、はっきり定めるか、憲法はそのままにして平和安全保障基本法をつくって、同じ趣旨の規定をおく、という二通りの考え方を示した(小沢一郎著『日本改造計画』、二二三—二二五頁参照)。

5 小沢調査会の提言——小沢の主張と論理

九三年二月三日に、自民党「国際社会における日本の役割に関する特別調査会」から、「国際社会における日本の役割——安全保障問題に関する提言」と題する提言が出された。この調査会は、自民党党則に基づいて設置され、小沢を会長にし、二二人の委員によって構成された。自民党執行部は、この調査会に対し、「国連憲章と日本国憲法前文・第九条問題、PKO問題、国際貢献のための恒常的財源問題、ポスト湾岸問題、ODA問題、国民の意識改革、等の広範な諸問題について、網羅的に検討し、わが国の将来へのあり方について提言を取りまとめるよう」求めた、とされる。これに対して小沢は、「憲法問題など根本から議論させてもらう」として会長就任を引き受けた。調査会は九二年六月六日に初会合を開いてから、一月までに計二〇回のヒアリング、ディスカッションを重ね、同年二月からは計二四回の起草委員会、総会を開いた。その会議の密度の濃さは目を見張るほどのものがある。

そのヒアリングに招かれた者には次の人々が名を連ねている。北岡伸一(立教大学法学部教授、佐藤隆三(ニューヨーク大学教授)、佐々木毅(東京大学法学部教授)、屋山太郎(政治評論家、岡本行夫(政治評論家、元外務省北米一課課長)、小林陽太郎(富士ゼロックス社長)、黒田眞三(三菱商事常務取締役、元通産省審議官)、K・S・サンドウー(シンガポール東南アジア研究センター所長)、高坂正堯(京都大学教授)、船橋洋一(朝日新聞編集委員)、江藤淳(慶応義塾大学教授)、高井晋(防衛研究所第二研究室長)、小林節(慶応義塾大学法学部教授)。

以上から明らかなように、小沢調査会は当初から、第一、湾岸戦争の経験をふまえた、カネやモノだけではない「国際貢献」のあり方を検討すること(「ヒト」の貢献、特に自衛隊の海外派兵の実現)、第二、現在の憲法の内容にもメスを入れること(自衛隊の海外派兵に都合のいい憲法解釈と、将来に向けた憲法改定への布石)、の二つを中心課題として据えた、と

いえるだろう。明らかにった提言を見ると、以上の問題意識が全面的に貫かれていることが分かる。

この提言は、小沢の思想を強く反映した形でまとまった文書としては数少ないものであり、小沢の主張と論理を総合的に判断する上で、非常に重要な意味がある。これまで紹介してきた小沢の思想と重なるところは出てくるが、提言の内容を、その構成に即して、批判的に検討しておきたい。

「基本的考え方」

提言は、まずその「基本的考え方」と題して、調査会の目的意識を明らかにする。提言は、「恒久の平和は日本国民の念願」であることを認めつつ、しかしながら、「これまでの日本の平和国家としてのあり方は、他国の安全と平和には関与しないという、受動的、消極的な姿勢につながり、全世界の国民が恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存（注：憲法前文の二節をそのまま引用してみせるといふ凝り方！）しうるよう能動的、積極的に対応する姿勢に欠けがち」だったという。そして、「平和イコール非軍事」という「国際的には非現実的としかいいようのない」考え方が支配してきた図式を改め、「世界の平和を守るための役割」についての「世界の常識」についていくべきだ、と主張する。

以上からだけでも直ちに明らかにするのは、提言（そして小沢）の考える「平和」とは、「力（特に軍事力）による平和」であり、国際関係を権力政治の立場から眺める基本的姿勢である。そのような「平和」が憲法の考える「平和」とはまったく対立するものであり、また憲法が展望する国際関係のあり方ともまったく異なるものであることは、第二章で紹介した吉田茂の発言（五七頁）に照らすまでもなく、明らかだといわなければならない。しかし小沢の強引さは、そのようなことには一切おかまいなしである。そして早速、序章で紹介した彼一流の三段論法が執拗に展開されることになるのだ。

従来憲法論議には、小沢たちがつけこむ余地が確かにあったことは、認めないわけにはいかないだろう。そのこと

は、前にもふれたとおりである（八四頁）。その一つの結果として、まだ主権者としての自覚が我がものになっていない多くの国民の間では、戦争の犠牲者だったことだけが大きく意識されることになった（八五頁）。

国民の間にある「一國平和主義」は、まさに戦後保守政治の一つの産物であった。その国民の心情を小沢が口を極めて批判するのは、まったく厚かましい、というほかはない。だが、だからといって、私たちが被害者意識だけにとどまることが許されるわけではない。私たちに必要なことは、小沢の勝手な理屈をきっぱりと批判し、小沢の詭弁を見抜くとともに、憲法の掲げる「平和」の真の意味、内容を正確に認識し、その実現、達成に向けて積極的に行動することである。

「国際情勢認識と日本の立場」

提言は次に、「1 国際情勢認識と日本の立場」というテーマを提起し、米ソ冷戦終結後の国際情勢についての彼らの見方を紹介し、日本がその中でどういう立場を取るべきかについての主張を展開している。ここでは次のような三段論法が展開されている。冷戦は終わった（第一段）。しかし、湾岸危機・戦争が示すように、国際情勢は不透明である（第二段）。だから国連を中心とした軍事的な集団指導体制が重要だ（第三段）。つまり、冷戦は終わっても、国際的には軍事力ではなくてはならないものだし、日本としてもその国際的努力に積極的に加わるべきだ、というわけである。

それなのに日本は、湾岸危機・戦争では対応が後手後手に回ってしまった。その大きい原因は、「憲法に掲げる平和主義をどのように理解するか、特に、日本が今や世界の主要国として国際秩序を積極的に形成していく立場に立たされているという認識を踏まえて、具体的にどのような対応をすべきか、について、国民的コンセンサスが欠けていた」ことにある、と小沢たちは断定するのである。この結論からはほぼ一直線に、今後は湾岸戦争の時のような「過ち」を繰り返してはならない、つまり、日本は今後積極的に国際的な軍事力行使に加わるといふコンセンサスを作り上げるべき

だ、という主張が引き出されてくることは見やすい道理である。

以上の提言の議論の問題は、やはり第二段にある。提言は、米ソ冷戦後の国際秩序が不透明だという。そのこと自体は正しい。しかし、だから軍事力が必要という結論を引き出す前に、私たちがまずしっかりと問わなければならないことは、国際秩序が不透明な状況にあるのはどこに原因があるか、という点だ。湾岸危機・戦争を例にとれば、アラブの少なくとも一部の国々が、アメリカ主導の国際秩序のあり方に不満を持つのは、アメリカの政策におけるダブル・スタンダードという問題があるからである(三三頁)。この問題を直視し、アメリカの政策を改めさせない限り、第二のイラク、第三のイラクが中東に現れる土壌が絶やされることはないのだ。

もっと一般化していうならば、途上諸国が政治的に不安定で、しばしば軍事力に訴える紛争に発展することの背景に、国際関係の不正、貧困という問題が横たわっている。私たちが不透明な国際秩序をなんとかしようと本気で考えるのであれば、問題が起こったらそれを叩くということではなく、その問題が起こる原因を根本的に解決するという処方箋を示すべきである(四一―四六頁)。

ここでの三段論法の第二段のトリックは、アメリカが軍事力で問題解決を図る政策を無条件で肯定し、その政策そのものに潜む問題に類かむりするところにある。そのトリックさえ見抜けば、第三段の結論が無条件に出てくるものではないことも分かることになる。

「世界の平和に寄与する日本の理念」

次に提言は、「2 世界の平和に寄与する日本の理念」と題して、憲法の前文と第九条をいじり回す作業に入っている。

ここで展開される三段論法は、次のようなものだ。憲法の前文及び第九条(注：提言は特に、第一項の「正義と秩序を基

調とする国際秩序を誠実に希求」という文言に注目する)は、積極的、能動的な平和主義の精神を表したものだ(第一段)。しかし、専制と隷従、圧迫と偏狭という前文が言及する問題を除去し、国際平和を守るためには、国際社会が一九となつて行動する必要がある(第二段)。そして、日本はそれに参加すべきだ(第三段)。

この第二段には、いくつかの重要なトリックが隠されている。第一のトリックは、国際平和の実現という課題を挙げながら、その課題は軍事的な分野だけであるかのごとき印象を与えようとしていることだ。ここでは、小沢一流の自分に都合の悪い論点はことさらにぼかし、自分のいいたいところに議論を強引に引っ張っていく例の手法が見事なまでに適用されている。

第二のトリックは、前文と第九条の解釈に關してである。提言によれば、第九条が放棄したのは、「自国の利益のために世界の平和秩序を破壊するような『国権の発動たる戦争』」である。しかし、「専制と隷従、圧迫と偏狭の除去という人類の恒久的な課題は必ずしも平和裡に実現できるとは限らない」のだから、「国際社会が一九となつて専制と立ち向かわなければならない場合」があり、その時に日本が参加しないことは、「自国のことのみに専念して他国を無視してはならない」という前文の精神に背馳する、という。

このトリックを見破る鍵は、既に述べたように、憲法の掲げる「平和」と小沢のいうそれとはまったく違うものであるという、「基本的考え方」のところで指摘しておいたポイントを捕まえることにある。

「国際的安全保障において日本の果たすべき役割」

このような彼らなりの地ならしを行った上で、提言はいよいよ「3 国際的安全保障において日本の果たすべき役割」という中心課題に入っていく。ここでは、国連平和維持活動への協力・参加、「国連軍」への参加、多国籍軍などへの協力等の個別テーマについて扱った後、「国際的安全保障と日本国憲法」という項を設けて、第九条に關し、従来

の政府解釈を改めることを提言している。

提言は、PKO活動に関しては、「非軍事的な活動」、「ノーベル平和賞が贈られた」と、その非軍事的性格を強調する。しかし、そのような主張がますます色あせつつあることについては、「平和執行部隊」化の問題を扱ったときに論じたところである(三六頁)。

また提言は、PKFの「参加の実績を積み上げ」ることの重要性を、短い文章の中で二度も強調している。口にごそ出さないが、日本人が既成事実に関与することをふまえてのことだろう。こういう実績を積み重ねることによって、次のステップへの足掛かりが得られるというわけだ。また、国連憲章第七章が予定している「国連軍」については、提言は、「憲法の前文の精神を実現する」という理由で、参加すべきだというニュアンスを強くにじませる書き方をしている。

また、湾岸戦争型の多国籍軍、「準正規の国連軍」(提言は、正式に安保理と特別協定を作って各国が提供するものを「国連軍」といい、各国が自発的に参加するものを「準正規の国連軍」といつている)、ガリ事務総長の提起した平和執行部隊等についても、一見慎重な書き方をしている。つまり、「国連としての意思に基づくものとなっているかどうかは議論が残し得る」として、資金面、物資面で支援、実力行使を目的としない医療・輸送・環境保全などの人的協力に「とどめる」とする。

しかし、資金面、物資面の支援、医療・輸送・環境保全などの人的協力は、本当に問題がないといえるだろうか。提言は、湾岸危機以来これらの分野での実績があることをいいことに、あたかも問題がまったくないかのように扱っている。しかし、これらの形をとった日本の行動は、まさに現代戦争を行う場合の不可欠の構成要素だ。こういう形の参加、協力も、「力(軍事力)による平和」という考え方を承認した上での行動である以上、私たちとしては、憲法の精神に照らして厳しく吟味する必要があるはずだ。

それでは、これらの国際的な軍事力行使への参加を正当化するために、提言はどのような論理を用いているだろうか。従来の政府解釈は、提言が短くまとめたように、「憲法第九条では自衛のため必要最小限度の実力行使は許しているが、それ以外の実力行使は憲法の禁止する武力行使に当たり、許されない」というものであることは、おおむね正しいだろう。

しかし提言は、憲法前文の積極的な平和主義の理念に照らすと、「第九条の条文解釈としても、国際協調の下で行われる国際平和の維持・回復のための実力行使が禁止されているとは考えられない」とする。つまり、「国際平和の維持・回復のために国連が行う実力行使に日本が参加・協力することは、『正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求』する日本国民にとって当然のことであり、正に憲法第九条の精神に沿ったもの」だからいいのだ、とされるのである。そして、国際協調が考えられなかった時代の産物である政府解釈は、今や改められるべきだ、と結論づける。

この結論は、いくつかの重大な問題を含んでいる。第一、憲法が「力の平和」という考え方に立っているとする主張は、何度も指摘したように、まったく誤っている。

第二、この提言では、「国際協調の下で行われる」実力行使であるかどうか、日本の参加の可否を判断する基準となっている。確かにその後で国際協調を国連に結び付けているかのようだが、提言が重視する基準は、どうみても「国際協調」という点にあるかのような印象を与える。そうであるとすれば、先進諸国が「国際協調」する場合でもいいのか、という疑問が直ちに湧き上がる。例えば、安保理がある大国の拒否権でまともでないときも、他の大国の協調があればいいのか、もっといえば、安保理によらずとも国際協調があると主張できさえすればいいのか、という問題だ。

もし提言がそのようなことを意図しているとすれば、極めて重大な結果をもたらす。西側諸国が結託すれば、それで国際協調はあり、日本としてはその軍事行動に参加できるということになってしまう。これでは事実上、日本の国際的軍事力行使への参加は野放しになってしまうだろう。私たちとしては、これほど乱暴で危険な憲法論を絶対に認めるわ

けにはいかない。

第三、かりに提言がそこまでずるい考えを秘めて、ことさらに表現をばかしたのではないとしても、本当に安保理を、「国際協調」を体现するものとして、無条件で受け入れることができるのか。この問題については、既にみたとおり、国連（特に安保理）が国際問題の公正な判断を行い得る保障はまったくないことを指摘する必要がある（一九、一〇七頁などを参照）。

私たちとして注意する必要があるのは、この最後の結論を持ち出すまでに、提言が小沢一流の三段論法を繰り返し、繰り返し用いることによって、読者をいつとはなしに自分の土俵に引きずり込もうとしている、ということだ。このことにさえ注意していれば、提言の真の狙いを見破ることは難しいことではなく、ましてや提言に乗せられるなどということはありません。